

保育所（園）・認定こども園・小規模保育所 入所申込みのしおり

令和9年度（2027年度）1次受付版

葛城市公式 LINE も
ぜひご登録ください！



重要

■當麻第1保育所について

當麻第1保育所は、建設から48年が経過し、施設の老朽化が進み、また、民設民営の幼保連携型認定こども園も令和6年5月に開園したことを受け、令和10年3月に閉所する予定です。なお、令和9年度から、新たに入所される0～4歳児につきましては、當麻第1保育所で卒園できません。
令和10年度以降も引き続き、保育施設を希望される場合は新規申込が必要となりますので、ご承知おきください。

申込に必要な書類は市ホームページからもダウンロードできます。
各保育施設の空き状況も掲載していますので、ご確認ください。



あらかじめ知っておいていただきたいこと

■保育所（園）とは

保育所（園）は、保護者の就労や疾病などの理由（保育を必要とする理由）により家庭で十分な保育をすることができない場合に、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設であるため、どのような家庭状況でも入所できるということではありません。

■認定こども園とは

認定こども園は、「幼稚園」と「保育所」の機能が連携し一体となったもので、「就学前の子どもに集団活動による学びを提供する機能」「地域における子育て支援を行う機能」の2つを備え、都道府県知事から認定を受けた施設です。

■小規模保育所とは

小規模保育所は、0～2歳児を保育する市町村の認可事業です。地域の実情に応じて多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的としています。

■認定の種類

対象	認定区分		利用施設
お子さまが満3歳以上で、幼稚園を希望する方	1号認定 (※学校教育課にお問い合わせください。)		幼稚園・認定こども園
お子さまが満3歳以上で、保育所（園）を希望する方	2号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園
		保育短時間	
お子さまが満3歳未満で、保育所（園）を希望する方	3号認定	保育標準時間	保育所・認定こども園 小規模保育所
		保育短時間	

※2号認定・3号認定を希望する場合は、「保育を必要とする理由」が必要です。

※2号認定・3号認定は、「保育の必要量（就労時間等）」に応じて、「保育短時間（8時間利用）」「保育標準時間（11時間利用）」の2種類に区分されます。認定は次に示す基準に応じて市が行います。

保育短時間…通常保育時間内（平日：8時～16時、土曜：8時～11時30分）で必要に応じて最大8時間の利用が可能。

＜認定基準＞ 次に示す標準時間認定の基準に該当しない。

保育標準時間…必要に応じて最大11時間の利用が可能。

＜認定基準＞

- ①「保護者全員が週3日以上8：00以降に保育施設に児童を送ることができない」
- ②「保護者全員が週3日以上16：00までに保育施設にお迎えに来ることができない」
- ③「保護者全員が月120時間以上就労等している」

のいずれかに該当。

※標準時間、短時間の認定基準は自治体によって異なります。

■市内にある保育所（園）・認定こども園・小規模保育所

R9年4月（予定）

区 別	種別	施設名	定員	住所	連絡先	対象年齢	開園時間	保育時間 （平日）	保育時間 （土曜日）
							平日 土曜日	短時間 標準時間	短時間 標準時間
公 立	保育所	磐城第2保育所	200	八川 70-2	48-4998	6ヶ月～ 5歳	7:30-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 7:30-18:30	8:00-11:30 7:30-14:00
	保育所	當麻第1保育所	90	今在家 241	48-2377	6ヶ月～ 5歳	7:30-18:30 7:30-14:00	8:00-16:00 7:30-18:30	8:00-11:30 7:30-14:00
	認定 こども園	磐城認定こども園	218 （※）	南今市 50-1	48-3633	6ヶ月～ 5歳	7:30-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 7:30-18:30	8:00-11:30 7:30-14:00
私 立	保育園	浄正院保育園	170	林堂 56-4	69-6025	6ヶ月～ 5歳	7:00-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 7:00-18:00	8:00-11:30 7:30-14:00
	保育園	はじかみ保育園	120	忍海 192	62-1451	6ヶ月～ 5歳	7:00-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 7:00-18:00	8:00-11:30 7:30-14:00
	小規模 保育所	アートチャイルドケア 奈良葛城保育園	19	竹内 287-1	44-9802	3ヶ月～ 2歳	7:30-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 7:30-18:30	8:00-14:00 7:30-14:00
	小規模 保育所	新庄せいかナーサリー	19	北花内 731-5	77-8900	3ヶ月～ 2歳	7:30-18:30 7:30-14:00	8:00-16:00 7:30-18:30	7:30-14:00 7:30-14:00
	認定 こども園	奈良文化幼稚園	150 （※）	疋田 687	52-1759	6ヶ月～ 5歳	7:00-18:30 7:00-14:30	8:00-16:00 7:00-18:00	8:00-11:30 7:00-14:00
	認定 こども園	當麻せいか子ども園	165 （※）	當麻 1626-1	48-5100	3ヶ月～ 5歳	7:30-19:00 7:30-14:00	7:30-16:30 7:30-18:30	7:30-14:00 7:30-14:00
	認定 こども園	華表こども園	270 （※）	南藤井 92-1	69-6368	6ヶ月～ 5歳	6:45-19:00 7:30-14:00	8:00-16:00 6:45-17:45	8:00-11:30 7:30-14:00

（※）認定こども園の定員は1号認定（教育部分）も含まれています。（令和8年度現在）

【磐城認定こども園】1号認定：89名、2・3号認定：118名

【奈良文化幼稚園】1号認定：100名、2・3号認定：50名

【當麻せいか子ども園】1号認定：15名、2・3号認定：150名

【華表こども園】1号認定：12名、2・3号認定：258名

※定員の都合により、募集を行わない学年（年齢）もあります。

※施設により運営方針や延長保育料等の料金が異なるため、申込までに施設見学に行くことを推奨しています。當麻せいか子ども園・新庄せいかナーサリーを希望される場合は受付日までに事前見学をお願いします。施設見学をご希望される場合は、各保育施設に直接お問い合わせください。

※當麻せいか子ども園の短時間認定の保育時間は、7:30-16:30までとなっております。

8時間保育を超える15:30-16:30までは別途料金がかかります。

詳細は當麻せいか子ども園までお問い合わせください。

※認定された保育時間外で保育を希望する場合は延長保育の利用となります。

詳細は13ページをご確認ください。

○小規模保育所について

アートチャイルドケア奈良葛城保育園、新庄せいかナーサリーは小規模保育所です。卒園後は連携施設として上表の公立保育施設（3歳児クラス）を優先的に利用できるよう案内します。

詳細は10ページをご確認ください。

■入所対象年齢について

学年（クラス）は令和9年4月1日現在の年齢で決定します。

学年（クラス）	令和9年度	利用可能施設
5歳児	R3.4.2 ~ R4.4.1	・ 保育所 ・ 認定こども園
4歳児	R4.4.2 ~ R5.4.1	
3歳児	R5.4.2 ~ R6.4.1	
2歳児	R6.4.2 ~ R7.4.1	・ 保育所 ・ 認定こども園 ・ 小規模保育所
1歳児	R7.4.2 ~ R8.4.1	
0歳児	R8.4.2 ~ 受入可能月齢	

○0歳児の受入可能月齢について

0歳児につきましては、各施設により入所可能となる月齢が異なります。

詳細は次のとおりです。

公立保育所・公立認定こども園・浄正院保育園・はじかみ保育園・奈良文化幼稚園の場合

入所希望月の1日現在で満6ヶ月になっているお子さまが対象となります。

（例）4月入所の場合、令和8年10月1日までにお生まれのお子さまが対象となります。

華表こども園の場合

園が入所可能と判断したときから対象となりますので、詳細は園までご相談ください。

當麻せいか子ども園・小規模保育所の場合

入所希望月の1日現在で満3ヶ月になっているお子さまが対象となります。

（例）4月入所の場合、令和9年1月1日までにお生まれのお子さまが対象となります。

○医療的ケアが必要なお子さん（ケア児）の利用申込について

3歳以上児クラスを基本とし、「葛城市公立幼保施設の医療的ケア児受入れガイドライン」に基づく手続きの結果、受入れ可能となったケア児を対象としています。ケア児の受入れは4月入所のみとさせていただきます。入所を検討されておられる方は、こども未来課までご相談ください。

詳しくはこちら



■市内保育施設への入所申込みについて

(1) 【1次受付】令和9年4月から新規での入所を希望される方

※出産前を含む（各施設の受入可能月齢を満たしている場合に限る）

葛城市在住の方（転入予定含む）

○受付日時

	施設名	日時
公立	磐城第2保育所	令和8年10月1日（木）・2日（金） 9:00～17:00 令和8年10月3日（土） 9:00～12:00
	當麻第1保育所	
	磐城認定こども園	
私立	華表こども園	令和8年10月2日（金） 9:00～17:00 令和8年10月3日（土） 9:00～12:00
	はじかみ保育園	
	浄正院保育園	令和8年10月3日（土） 9:00～12:00
	奈良文化幼稚園	
	當麻せいか子ども園	令和8年10月1日（木） 9:00～17:00
私立 小規模 保育所	アートチャイルドケア	令和8年10月1日（木）・2日（金） 9:00～17:00 令和8年10月3日（土） 9:00～12:00
	奈良葛城保育園	
	新庄せいかナーサリー	令和8年10月1日（木） 9:00～17:00

○受付場所

※下記参照の上、第1希望欄に記入した保育施設に該当する受付場所へご提出ください。

- ・公立保育所・公立認定こども園（2・3号認定）：葛城市役所 當麻庁舎 1階で受付
- ・私立保育園・私立認定こども園・小規模保育所：第1希望の各保育施設で受付

※ただし、新庄せいかナーサリーを第1希望で申込する場合は、當麻せいか子ども園が受付場所となります。新庄せいかナーサリーでは受付していませんので、ご注意ください。

※1次受付期間内は新庄庁舎では受付していませんので、當麻庁舎にてお申込みいただきますようお願いいたします。

○申込書類

●葛城市内にお住まいの方

1. 支給認定申請書 兼 保育施設入所申込書
2. 保育の必要性を証明する書類（父・母・65歳未満（令和9年4月1日時点）の同居家族分）

○就労（月64時間以上）：就労証明書

○母親の出産等：母子手帳の写し

○疾病・障がい等：医師の証明等

○看護・介護等：医師の証明、介護保険者証等

○災害：罹災証明等

○その他：必要な書類を指示しますのでご相談ください。

※詳細は別紙『保育が必要であることの認定に必要な添付書類』を参照ください。

※同居家族は同住所別世帯を含みます。

3. 同意書及び誓約書

4. 調査票①・②

●転入予定の方（申込み時点で葛城市外に住民票がある方）

i. 令和9年4月入所希望で令和9年3月末までに葛城市に転入予定の場合

⇒この入所申込みで葛城市に直接利用申込みできます。

※ただし令和9年3月末日までに転入されなかった場合、入所取消しとなります。

ii. 令和9年4月入所希望で令和9年4月以降に葛城市に転入予定の場合

⇒現在お住まいの自治体で手続きを行ってください。

住所地（住民票）のある市区町村の様式で必要書類を揃えてお住まいの市区町村へ申込みとなり、住所地（住民票）のある市区町村から葛城市役所こども未来課へ締切日までに必着するように提出してください。市区町村によって郵送期間や処理期間があるため、余裕をもって申込みしてください。

次の書類を1～4に追加して提出してください。

5. 住民票（世帯員全員が記載されているもの）※iの場合必須

6. 土地売買契約書や賃貸借契約書（写）等（葛城市へ転入することが確認できるもの）※iの場合必須

7. 所得が確認できるもの（R8.1.1時点またはR9.1.1時点の住所地が海外の場合等）

（2）【受付期間を過ぎてから4月入所希望で申込する場合】

随時受付しておりますが、1次受付期間内に申込された方より優先度が下がりますのでご注意ください。入所を希望される場合は、葛城市役所こども未来課または各私立保育園、私立認定こども園、小規模保育所にご相談ください。

（3）【年度途中入所の受付】令和9年5月から令和10年3月までの間で新規で入所を希望される方
年度途中入所の申込は入所希望月の3か月前の1日～同月末日まで（土日祝日を除く）を受付期間としています。（例：令和9年5月入所希望の場合、令和9年2月1日（月）～令和9年2月26日（金）まで）※1次受付終了後、空き枠があった場合のみ年齢・施設を絞っての募集となります。各保育施設の空き状況により申込いただいても利用できない場合がありますので、ご注意ください。

■入所の決定

○令和8年12月中旬頃に「内定通知」を郵送する予定です。

※「内定通知」は正式な利用決定ではありません。正式な利用決定通知等は3月下旬頃郵送予定です。

※内定後、入所までに申請時の内容と状況が変わる場合は、改めて調整を行うことがあります。

※受付期間を過ぎてから申込された場合は随時郵送します。

※継続利用される場合は送付しません。

※調整の結果、入所できる施設が決まらなかった場合は「内定通知」の代わりに「入所保留通知」を送付します。

※市外の教育・保育施設への入所を希望される方は、当該施設のある市区町村から葛城市に利用可否の通知が届いた後、葛城市から保護者の方に通知いたします。

○継続児童の入所承諾通知書は3月下旬頃に郵送となります。

■ 4 月入所が決定した場合の職場復帰の時期について(育休を取得中の方)

- 入所月時点で保育施設に在園中の 2・3 号認定のきょうだいがいない方
→5 月 31 日までに復職が必要です。
- 入所月時点で保育施設に在園中の 2・3 号認定のきょうだいがいる方(5 歳児は除く)
→申込児童の満 1 歳の誕生月が 4 月の場合は 4 月 30 日までに復職が必要です。
申込児童の満 1 歳の誕生月が 5 月以降の場合は 5 月 31 日までの復職も可能です。

■特記事項

(1) 【現在保育施設を利用中の方】

継続して入所を希望される場合は、各保育施設で継続入所の申請(手続)をしてください。

※市外の保育所等に通われている場合は、葛城市役所こども未来課まで継続入所の申請が必要です。

※令和 8 年 8 月に保育施設を通して案内済です。まだ手続きがお済でない方は早急に手続きをお願いします。書類をお持ちでない方は利用中の施設またはこども未来課までお問い合わせください。

(1) 【育児休業の延長をご検討の方】

①育児休業の延長について

手続きに必要な書類はあらかじめ勤務先にご確認ください。主だったものは次の通り。

- ・市が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(以下『入所保留通知』という)
- ・市へ保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し
(※育児休業延長等の手続きに際し、申込書の写しが必要な場合がありますので、事前に写しを取るよう to してください。)
- ・その他、ハローワーク等が指示する書類

②「入所保留通知」の発行について

発行には入所申込が必要です。書類の記入の仕方により A、B 二つの方法があります。

A : 「4. 調査票②のⅢ」、『育児休業の延長を希望する』にチェックして申込む。

⇒⇒ 『入所保留通知』を発行し、利用調整は行いません。

<方法 A の注意事項>

『育児休業』の延長、『育児休業給付金』の受給期間延長、各手続きに際し“4. 調査票”の提出が必要になった場合、復職の意思がないとみなされ、延長が認められない可能性(※)があります。

B : 「4. 調査票②のⅢ」、『希望する保育所等を利用できた場合は直ちに復職を希望する』にチェックして申込む。

⇒⇒ 通常通り利用調整を行い、待機となった場合は「入所保留通知」を発行します。

<方法 B の注意事項>

内定する場合があります。内定した場合は保留通知の発行はできません。また、内定を辞退した場合、復職の意思がないとみなされ、『育児休業』の延長、『育児休業給付金』の受給期間延長、それぞれの延長が認められない可能性(※)があります。

(※)「育児休業の延長」は勤務先の判断、「育児休業給付金の受給期間延長」はハローワークの判断になるため、それぞれご自身で事前にご確認ください。

③育児休業延長に伴う入所申込時の注意

申込は随時受付しますが、希望する利用開始月の前月末までに 申込む必要があります。また、育児休業延長の要件に該当する利用開始月はお子さまにより異なりますので、あらかじめ勤務先へご確認ください。

(2) 【定員を超える申込みがあった場合】

保育を必要とする事由の程度の高い児童から選考決定します。選考は、希望順位毎の保育施設別、年齢別に実施しますので、定員に余裕のない場合は入所できない場合があります。

(3) 【虚偽の申し立てがあった場合】

判明した時点で申込が無効となります。入所後に判明した場合は、その時点で退所となります。

■「支給認定申請書 兼 保育施設入所申込書」の記入上の注意

(1) 2名以上の児童の入所申込みをされる場合は、それぞれの児童ごとに申込みが必要です。(就労証明書等の各証明書類については、いずれか一方は写しでも可)

(2) 「利用を希望する施設(事業者)名」は希望する順位に従い施設名を記入してください。第1希望から順に入所可否について調整を行います。(※市内の公立・私立保育施設の併願は可能ですが、市内・市外の保育施設を併願することはできません。)

希望する施設に定員を超える申し込みがあり、調整の結果、入所できない場合は次に希望する順位の施設への入所可否について調整を行います。このような形で第1希望から順に、希望する施設すべてに対して調整を行い、入所できる希望する施設が無くなった場合は「入所保留通知」を送付します。

(3) 「利用を希望する期間」は必ず記入して下さい。また、利用調整の結果、入所可能となっても、健康診断等のスケジュールにより希望月通りに入所できない可能性がございますので、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。

(4) 「児童の世帯員」は、入所児童と同居している家族全員を記入してください。住民票上別世帯でも、同居の家族全員が記入の対象です。単身赴任中の保護者、二世帯住宅の場合も同居として記入し、「備考」に“単身赴任”や“別世帯”と追記してください。

(5) 申込書は各子どもに1部のみ提出が可能です。複数の施設に提出されていることが確認された場合は、全ての申込みが無効になることがあります。

■入所要件と認定期間

この入所申込みで保育所（園）等へ入所できる児童は、児童の保護者・65歳未満の同居の方が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当（支給認定（2号・3号認定）を受けることができる）し、保育の利用を希望される方です。

保育を必要とする理由		認定期間（＝施設を利用できる期間）
1	自営・就労されている方（予定を含む） <u>※月 64 時間以上</u>	当該児童の小学校就学まで
2	妊娠・出産（産前産後）	出産予定日の前8週～出産後8週を属する月末まで
3	保護者の疾病・障がい等	必要と認められる期間
4	同居または長期入院等をしている親族を 常時介護・看護している <u>※月 64 時間以上</u>	必要と認められる期間
5	災害復旧	必要と認められる期間
6	求職活動中（起業準備を含む）	3ヶ月後の月末まで
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） <u>※月 64 時間以上</u>	必要と認められる期間
8	虐待やDVのおそれがある方	必要と認められる期間
9	育児休業取得中に、すでに保育を利用して いる子どもがいて継続利用が必要	育児休業における特例措置で認められた期間 （詳細は12ページをご確認ください。）
10	その他、上記に類する状態として市が認める場合	必要と認められる期間

■【市内小規模保育所を利用中または利用を検討中の方へ】

市内小規模保育所卒園後の利用調整について

小規模保育所を卒園する2歳児クラスを対象に1次受付よりも先に利用調整を行います。(以下、『先行利用調整』という)

市内小規模保育所(対象施設は、3ページの施設一覧にあります)の卒園後の保育利用の継続という観点から連携施設園のみ先行利用調整を行い、3歳児クラスの保育利用を優先的に行います。

ステップ1 各小規模保育所にて先行利用調整の案内配布



8月に在園中の小規模保育所より『小規模保育所卒園後の次年度意向調査書』及び『家庭で保育ができない状況を証明する書類』が配布されます。

ステップ2 案内資料に基づいて申請



(配布される資料に申請場所・必要書類が記載されています。)

ステップ3 9月に先行利用調整の結果に基づき、内定・待機通知の発送

※連携施設以外を希望したい場合は、当該年度の入所申込みのしおりをご確認のうえ一般の4月入所申込みをしていただきますようお願いいたします。

■市外の保育所(園)等を利用したい方へ【広域入所の利用申込について】

里帰りによる出産や勤務地の通勤経路等、特別な事情がある場合は葛城市外の保育所(園)等へ申込むことが出来ます。市外の教育・保育施設への入所を希望される場合は、事前に利用を希望する教育・保育施設や当該施設のある市区町村の保育担当課に連絡し、申込締切日等の確認を行ってから支給認定申請と同時に葛城市役所こども未来課に入所申込みをしてください。

※利用を希望する教育・保育施設のある市区町村に書類を郵送する時間が必要となります。また、市区町村により、別途書類が必要な場合もありますので、余裕をもって申込みをしてください。

※他市区町村と葛城市内の教育・保育施設の併願申込みは出来ません。

※市外の保育施設を希望される場合、市外の保育施設を希望する理由が必要となります。葛城市では基本的に以下の内容を理由として認めております。

希望施設が(を)...

- ①児童を送迎する保護者の勤務先の近くにある、または、通勤経路上にある。
- ②祖父母等の家(父母の実家)の近くにある。
- ③葛城市に転入してくる前から継続して利用している。

※上記の理由に該当されても希望する施設のある市区町村が利用調整を行うため、**不承諾となる(利用できない)場合**がございます。

■産休・育休にかかる特記事項

●保育所（園）等の申込み後に妊娠がわかった場合

入所期間の変更が必要な場合があります。必ずこども未来課に相談してください。

●育児休業中の在園児の保育所等継続入所について(特例措置)

育児休業中は「保育を必要とする理由」として認定されません。そのため、在園児は退所していただくこととなりますが、一定の条件を満たす場合に限り、対象児の保育環境の変化を軽減することやスムーズな復職をサポートすることを目的に、継続利用が認められる場合があります。

※産前産後で入所した方、産前産後前に求職活動で認定されていた方などは特例措置の対象外です。

※同一保育施設に在園し続けていることが条件となります。転園をする場合は適用外となりますのでご注意ください。

【条件１】 ※①～④をすべて満たすことが必要

- ①産前休暇の取得前から保育理由「就労」で利用している
- ②育児休業の開始時点で４か月以上の在籍期間がある
- ③育児休業対象児の満１歳の誕生月の末日までに復職する
- ④復職のために育児休業対象児の新規入所申込を遅滞なく行う

【条件２】

- ・在園児が次年度に小学校入学を控えている（５歳児クラス）

●手続き方法

提出書類 ・『教育・保育給付認定変更申請書』

- ・『就労証明書』（上記③に該当する育児休業期間と復職日が明記されたもの）
（当初から１年を超えて育児休業の取得を予定している場合は対象となりません）

提出期限 育児休業を取得されるまで（産後８週間以内）

提出先 葛城市役所こども未来課もしくは在籍する保育施設
※継続入所が認められた場合、保育の認定区分が**保育短時間認定**に変更されます。
+

育児休業対象児の新規入所申込書類を提出

※期間内受付時にご提出いただけない場合、在園児は退所していただくこととなります。

（参考）育児休業対象児の入所希望月と復職予定月について（以下２つの方法があります。）

- １．満１歳の誕生月に入所を希望する場合→入所月中に復職していただく必要があります。
（例）令和８年１１月生まれで令和９年１１月入所を希望→令和９年１１月末までに復職
- ２．慣らし保育を考慮し、誕生月の前月までを入所希望月とする場合→入所月の翌月末の復職でも可
（例）令和８年１１月生まれで令和９年１０月入所を希望→令和９年１０月または１１月末までに復職

●特例措置の延長について 次の条件に該当する場合は特例措置の期間が延長される場合があります。

【条件】育児休業対象児の新規入所申込を行なったが、入所保留となったため育児休業を延長する場合
＜延長が認められる期間＞ 施設利用できるまで（※最長年度末まで）

※施設利用可能となったが、会社都合で復職できない場合はさらに期間の延長が認められる場合があります。

※当該年度末までに入所できず、翌年度４月以降も特例措置の期間の延長を希望される場合は、翌年度の４月入所希望の申込を行う必要があります。

■保育料について

○額の決定

3歳児から5歳児

保育料は幼児教育・保育の無償化により0円となります。

0歳児から2歳児

所得に応じた負担（応能負担）を基本とし、国が定めた水準を上限に市町村が市町村民税所得割額を基に設定します。（14ページ参照）

市町村民税の賦課決定時期が6月となり直近の所得の状況を反映させる観点から、9月に所得の年度切り替えとなります。（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分の市町村民税額により決定します。）

なお、同居の祖父母等がおられる場合の負担額の認定については、児童の税による扶養関係や、父または母の年収が100万未満（非課税所得含む）を目処として、祖父母等の市町村民税額を合算して判定させていただきます。

※前年度分及び当年度分の税額が確定されていない方（未申告＝税の申告を行っていない方）は、最高階層で仮の算定を行います。

特別軽減について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯については、所得に応じ特別軽減に該当する場合があります。（該当される世帯については、葛城市役所こども未来課までお問い合わせください。）

第2子目以降の保育料無償化について

葛城市では、令和6年4月から市内・市外の認可保育施設の保育料（利用料）を、保護者の所得や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一とする子をすべてカウントし、第2子目以降に該当する子どもの保育料を無償化しています。

※延長保育料や通園送迎費等の実費徴収分等は無償化の対象外です。

※生計を一にするきょうだいが住民票上別住所または別世帯となっているときは別途届出が必要となりますので、該当される世帯については、葛城市役所こども未来課までお問い合わせください。



こちらから

○支払い方法

私立公立保育所（園）・公立認定こども園を利用する場合、保育料は葛城市がご指定の口座から引き落とします。入所説明会等で配布する口座振替依頼書を次の希望する金融機関に提出してください。

- ・南都銀行・奈良県農業協同組合・奈良中央信用金庫・大和信用金庫・ゆうちょ銀行
- ・りそな銀行・関西みらい銀行・三菱UFJ銀行

○振替日（引き落とし日）

保育料の振替日は毎月28日（休業日にあたる場合は、翌営業日）です。

○保育料の決定通知

- ・ 4月入所の場合・・・3月下旬頃に郵送します。
- ・ 年度途中入所の場合・・・入所予定月の前月末頃に郵送します。

※4～8月入所の場合、9月以降の保育料は9月上旬頃に郵送します。

※私立認定こども園、小規模保育所を利用する場合、保育料は施設徴収となります。支払方法については利用決定した施設へご確認ください。

■延長保育料について（令和8年度時点での料金と利用時間の例）

延長保育を実施している園では、認定されている保育時間外での利用が可能となります。

市内公立保育所・公立認定こども園の場合（今後、料金や利用時間の見直しをする場合があります。）

【當麻第1保育所】

- ・ 保育短時間認定 16時から18時30分の利用で月額1,000円
- ・ 保育標準時間認定 延長保育は実施していません。

【磐城第2保育所・磐城認定こども園】

- ・ 保育短時間認定 16時から18時30分の利用で月額1,000円
18時30分から19時の利用で月額1,000円
- ・ 保育標準時間認定 18時30分から19時の利用で月額1,000円

※私立保育園、私立認定こども園、小規模保育所、市外保育施設の延長保育料は施設によって異なるため、各保育施設へお問い合わせください。

■その他の費用について

保育所（園）等での生活に必要な教材費や給食費等は保護者の方に負担していただく実費費用となるため、無償化の対象外となります。

■入所決定後について

入所が決定した方は、あらかじめ次のことについてご承知下さい。

- （1）入所承諾後に入所を辞退する場合は、ただちに保育所（園）等、またはこども未来課へ申し出てください。
- （2）世帯構成・住所・保護者・税額・就労状況等が変更になった場合は、ただちに保育所（園）等、または葛城市役所こども未来課へ申し出てください。
- （3）保育料は、在籍している限り必要です。指定期日までに退所の手続きをしなかった場合、または月の途中で退所した場合でも保育料は必要です。
- （4）年度途中で退所される場合は、事前に保育施設退所届を提出してください。
- （5）長期欠席されると、退所していただく場合があります。

令和9年度 葛城市保育料

単位：円

階層区分		保育料の月額 上段：保育標準時間 下段：保育短時間	
階層	定義	3歳未満児	3歳以上児
1	生活保護法による被保護世帯	0	0
		0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
		0	0
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,000	0
		14,000	0
	ひとり親・障害者世帯	7,000	0
		6,000	0
4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,000	0
		23,000	0
	市町村民税所得割課税額 77,101円未満のひとり親・障害者世帯	9,000	0
		8,000	0
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	35,000	0
		34,000	0
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	48,000	0
		47,000	0
7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	52,000	0
		51,000	0
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上 (市民税未申告世帯)	63,000	0
		62,000	0

①この表の年齢区分は、年度当初の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。

②市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除は適用されません。

③生計を同一とする世帯内において、第2子目以降は無料となります。

※世帯の所得制限や対象第1子の年齢制限はありません。

④4月から8月までの保育料は前年度分の市町村民税所得割課税額、

9月から3月までの保育料は当年度分の市町村民税所得割課税額により算定します。

⑤保育料以外に、保育所（園）で必要な教材費・給食費等を実費徴収いたします。

⑥保育料の日割り計算は行っておりません。

■各園へのお問い合わせはこちらから

<私立保育園>



【はじかみ保育園】



【浄正院保育園】

<私立小規模保育所>



【アートチャイルドケア奈良葛城保育園】



【新庄せいかナーサリー】

<私立認定こども園>



【奈良文化幼稚園】



【當麻せいか子ども園】



【華表こども園】

<公立保育所・認定こども園>

【磐城第2保育所】 0745-48-4998

【當麻第1保育所】 0745-48-2377

【磐城認定こども園】 0745-48-3633

※施設見学につきましては、公立私立施設ともに各施設までお問い合わせください。

公立保育所・認定こども園における入所までの流れ（予定）

【4月入所の場合】



※私立保育施設の面接・健康診断・保育用品の販売などにつきましては、各施設の案内に従ってください。

問い合わせ先

葛城市役所（當麻庁舎） こども未来課
電話 0745-44-5105 F A X 0745-48-3200

葛城市保育施設マップ



葛城市役所葛麻庁舎 2 階
こども未来課
〒639-2197
葛城市長尾85番地
TEL : 0745-44-5105